

# 第2回 両津港南埠頭を核とする持続可能な にぎわい拠点形成検討会

日時：令和2年11月27日(金) 13:30～  
会場：Web会議

検討会事務局  
新潟県交通政策局港湾整備課  
佐渡市建設課

1. 検討会の目的等
2. 検討会 部会
  - － 第1回部会で出た主な意見
3. 南埠頭再編について
  - － 交通広場レイアウト図(案)
  - － ターミナルビル等の旅客動線
4. 検討会R2スケジュール

# 1. 検討会の目的等



## 目的 (検討会規約より)

両津港南埠頭の関係者等が交通、ターミナル等の上屋機能、観光、防災など多様な分野に関する検討及び調整を行うとともに、課題解決の取組について相互に協力し、両津港南埠頭を核とする持続可能なにぎわい拠点の形成に寄与する

## R2目標・成果

南埠頭再編にかかる交通広場機能及びターミナルの基本案策定

- 交通広場レイアウト図の作成
  - 望ましいターミナルビル等の機能・用途
- } 成果：イメージパース

## 2. 検討会 部会



## 両津港南埠頭を核とする持続可能なにぎわい拠点形成検討会

### 観光部会

- にぎわい拠点の形成に必要な条件等を観光の視点から提示

### 交通部会

- 現配置における送迎場不足の解消についての検討
- 南埠頭再編後における交通広場等についての検討

### ターミナルビル部会

- ターミナル等の上屋の機能の規模及び配置についての検討

## 第1回観光部会（R2.8.5開催）

両部会へ提示する条件

- **現在、将来の旅行形態に即していること【交通部会、ターミナルビル部会へ】**
- **誰もが不便なく使える交通広場であること【交通部会へ】**
- **島民が「普段使い」できる施設であること【ターミナルビル部会へ】**
- **南埠頭が観光客にとって「場面転換」の場であること【ターミナルビル部会へ】**

## 第1回交通部会（R2.9.8開催）

- 誰もが不便なく使える交通広場とするため一般車両もターミナルに駐車し易くすること。
- **一般車両と公共交通（路線バス、観光バス及びタクシー）は両者の広さのバランスに配慮し分離した空間**にするべき。
- 交通広場は立体駐車場も含め、高齢者や身体障害者等の利用も踏まえ、誰もが利用し易い配置にすること。
- 観光客の旅行形態を踏まえ、現在分散している各案内所を利用者の動線上に統合、インフォメーションセンターを設置し、二次交通への円滑な誘導を図る。
- ターミナル周辺の道路との交錯を減らしスムーズなターミナル動線を確保するため高架の配置も検討する。
- **交通広場については、事業進捗に合わせて短期（既存の交通広場）、中期（新たに造成した埠頭用地）、長期（両津南埠頭ビル移転跡地）で検討すべき。**



## 第1回ターミナルビル部会（R2.9.8開催）

- 観光客が商業施設を經由した動線となるよう工夫が必要
- テナントスペースは低層として、将来の変化に対応できるよう、融通の利く構造（壁を減らす、等）にするべき。
- 島民が日常的に集まる場所に観光客が来ることで「観光客にとっての非日常である佐渡」に来たことを実感（佐渡島民の日常≠観光客の非日常）できる空間とするべき。
- 佐渡島民が日常的に利用できるような飲食店であることが必要。  
飲食関係はフードコート的な形が理想的
- 新たに追加することが望ましい機能
  - 佐渡特産品市場、特産品を使った食事処
  - 佐渡の文化体験施設、体験コーナー
  - 地域のイベント等の情報発信
  - 宿泊施設（簡易的なものも）、温浴施設
  - 展望室、ガラス張りのカフェテラス、薬局、コンビニ、交番 等

# 3. 南埠頭再編について



# 交通広場 検討範囲





# 交通広場 検討範囲



短期

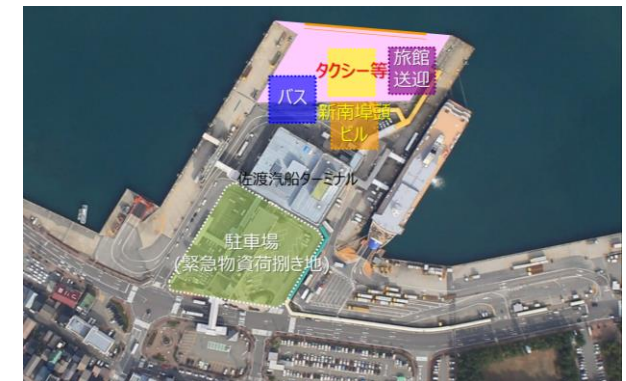
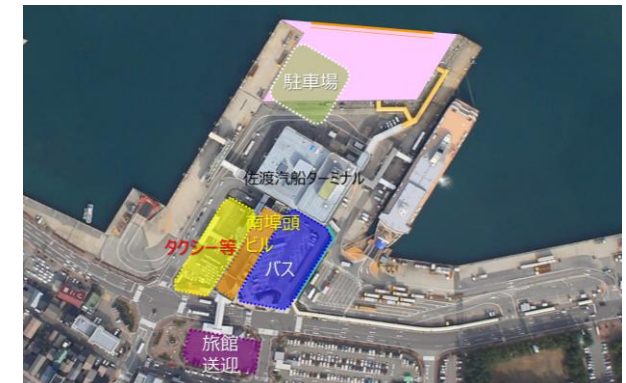
- 埠頭用地造成前の現交通広場を再配置するもの。
- 「送迎車用の乗降場が無い」という問題への対応

暫定

- 埠頭用地造成後、両津南埠頭ビルが移転するまでの間、埠頭用地を暫定的に交通広場として利用するもの

長期

- 埠頭用地に両津南埠頭ビルが移転した後の跡地も利用した、最終的な交通広場





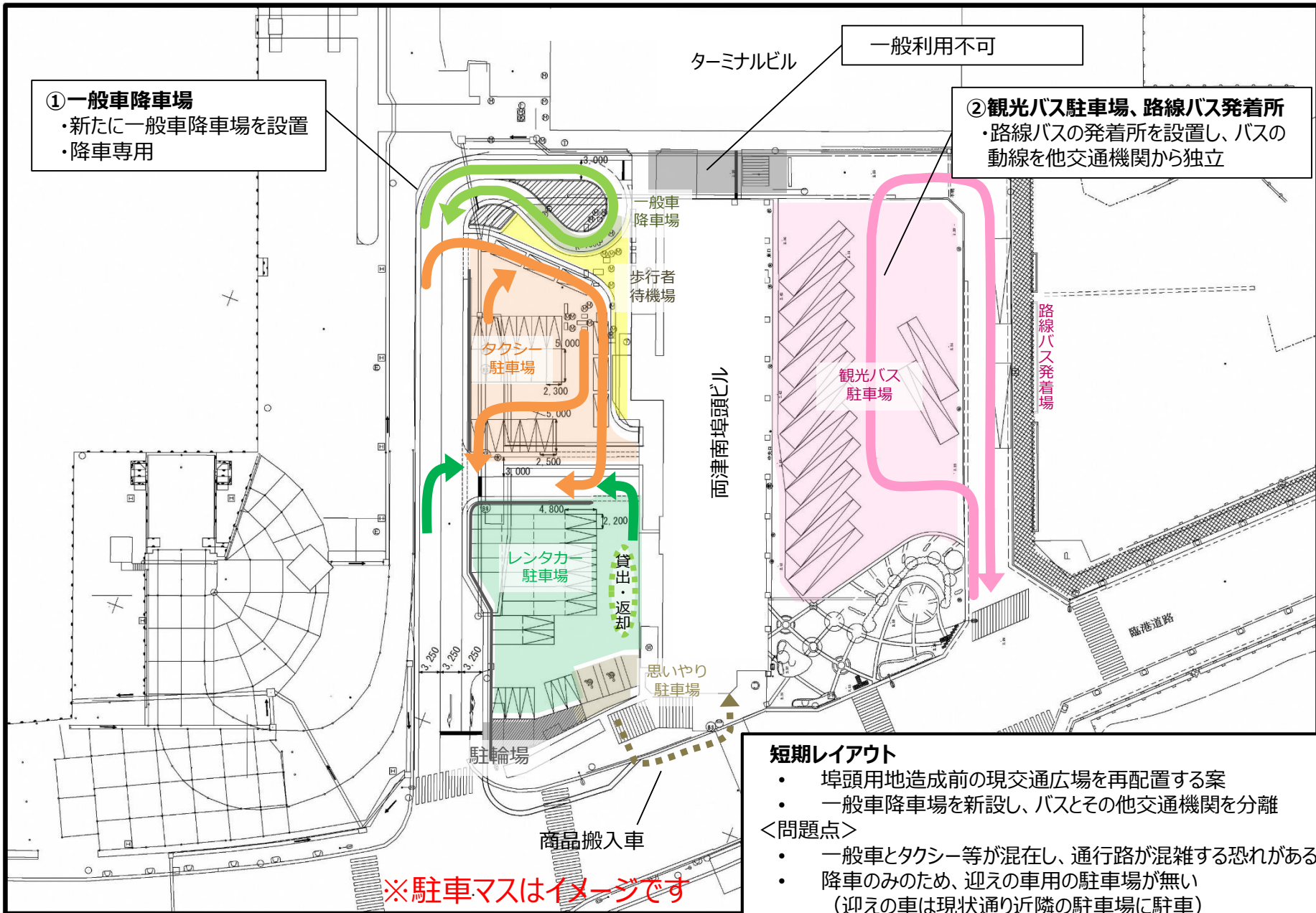


## 現況

### <問題点>

- 送迎用のスペース（乗降車場）が無い。
- ピーク時にはターミナルビル近くの一般駐車場がほぼ満車になる。
- 上記や、近隣の商店街の駐車場不足により路上駐車が蔓延
- 路上駐車によりバスの出入りに支障が生じる

# 交通広場レイアウト図(案) 【短期】



**①一般車降車場**  
 ・新たに一般車降車場を設置  
 ・降車専用

**②観光バス駐車場、路線バス発着所**  
 ・路線バスの発着所を設置し、バスの動線を他交通機関から独立

**短期レイアウト**

- 埠頭用地造成前の現交通広場を再配置する案
- 一般車降車場を新設し、バスとその他交通機関を分離

<問題点>

- 一般車とタクシー等が混在し、通行路が混雑する恐れがある
- 降車のみのため、迎えの車用の駐車場が無い  
 (迎えの車は現状通り近隣の駐車場に駐車)

※駐車マスはイメージです



# 交通広場レイアウト(案)【長期】



**①観光バス**  
 ・渡船橋を架け替え、バスが通行可能とする。  
 ・バス以外の車両との接触を避けるため、観光バス駐車場は独立

**②路線バス**  
 ・路線バスの停留所は、ターミナルから乗り込む近隣住民（ターミナルを利用しない方）が不便にならないよう、ターミナルビル手前に配置

**③交通広場の上に新ビルを設置**  
 ・新ビルから交通広場へのスムーズな動線を確保  
 ※レジャー送迎、ゴミ収集等を含む

**④一般駐車場、レンタカー駐車場**  
 ・レンタカー、一般車の必要規模は今後関係者と要調整（※図はイメージ）  
 ・思いやり駐車場はレンタカー駐車場内に設置  
 ・災害時には緊急荷さばき地として利用

**⑤一般駐車場**  
 ・旅館組合駐車場を新ビル1階に移設  
 ・旅館組合駐車場跡地を一般駐車場として利用

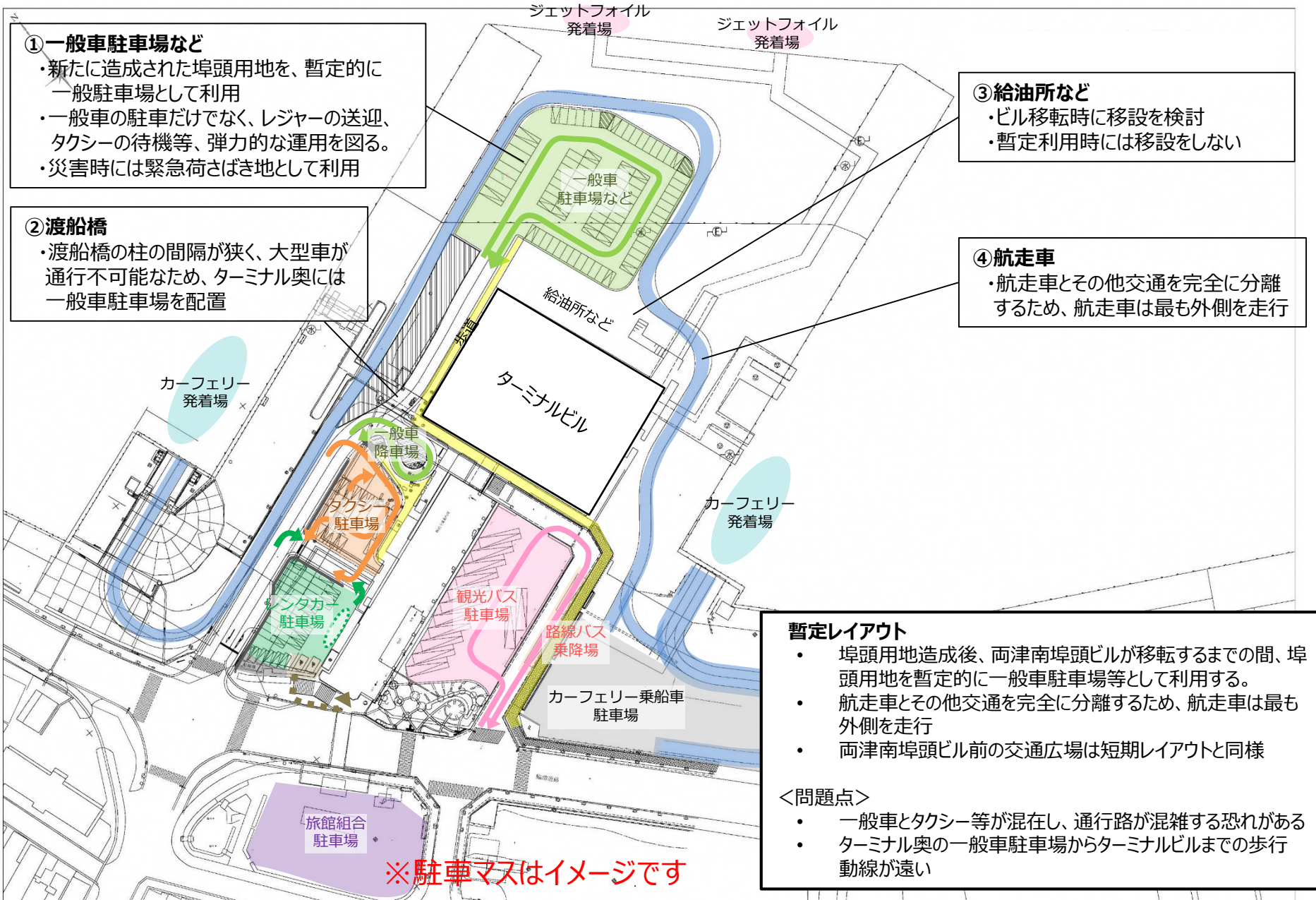
**長期レイアウト**

- ・両津南埠頭ビル移転後の最終的な交通広場
- ・次の交通手段ごとに出入口、動線を完全に分離
  - 航走車
  - 公共交通（商業者が運転：バス、旅館組合、タクシー）
  - 一般車（一般の方が運転：一般車、レンタカー）
- ・新ビルの1階に公共交通の交通広場を設置し、新ビルから交通広場へのスムーズな動線を確保

※駐車マスはイメージです



# 参考資料：交通広場レイアウト図(案) 【暫定】 17



**① 一般車駐車場など**

- ・新たに造成された埠頭用地を、暫定的に一般駐車場として利用
- ・一般車の駐車だけでなく、レジャーの送迎、タクシーの待機等、弾力的な運用を図る。
- ・災害時には緊急荷さばき地として利用

**② 渡船橋**

- ・渡船橋の柱の間隔が狭く、大型車が通行不可能なため、ターミナル奥には一般車駐車場を配置

**③ 給油所など**

- ・ビル移転時に移設を検討
- ・暫定利用時には移設をしない

**④ 航走車**

- ・航走車とその他交通を完全に分離するため、航走車は最も外側を走行

**暫定レイアウト**

- ・ 埠頭用地造成後、両津南埠頭ビルが移転するまでの間、埠頭用地を暫定的に一般車駐車場等として利用する。
- ・ 航走車とその他交通を完全に分離するため、航走車は最も外側を走行
- ・ 両津南埠頭ビル前の交通広場は短期レイアウトと同様

**<問題点>**

- ・ 一般車とタクシー等が混在し、通行路が混雑する恐れがある
- ・ ターミナル奥の一般車駐車場からターミナルビルまでの歩行動線が遠い

※ 駐車マスはイメージです

## ターミナルビル部会意見

- 新ビルとターミナルビル(改札)の位置関係が現状と逆になるため、観光客が土産店等を経由しない動線となる

⇒ **観光客が商業施設を經由した動線**となるよう工夫が必要

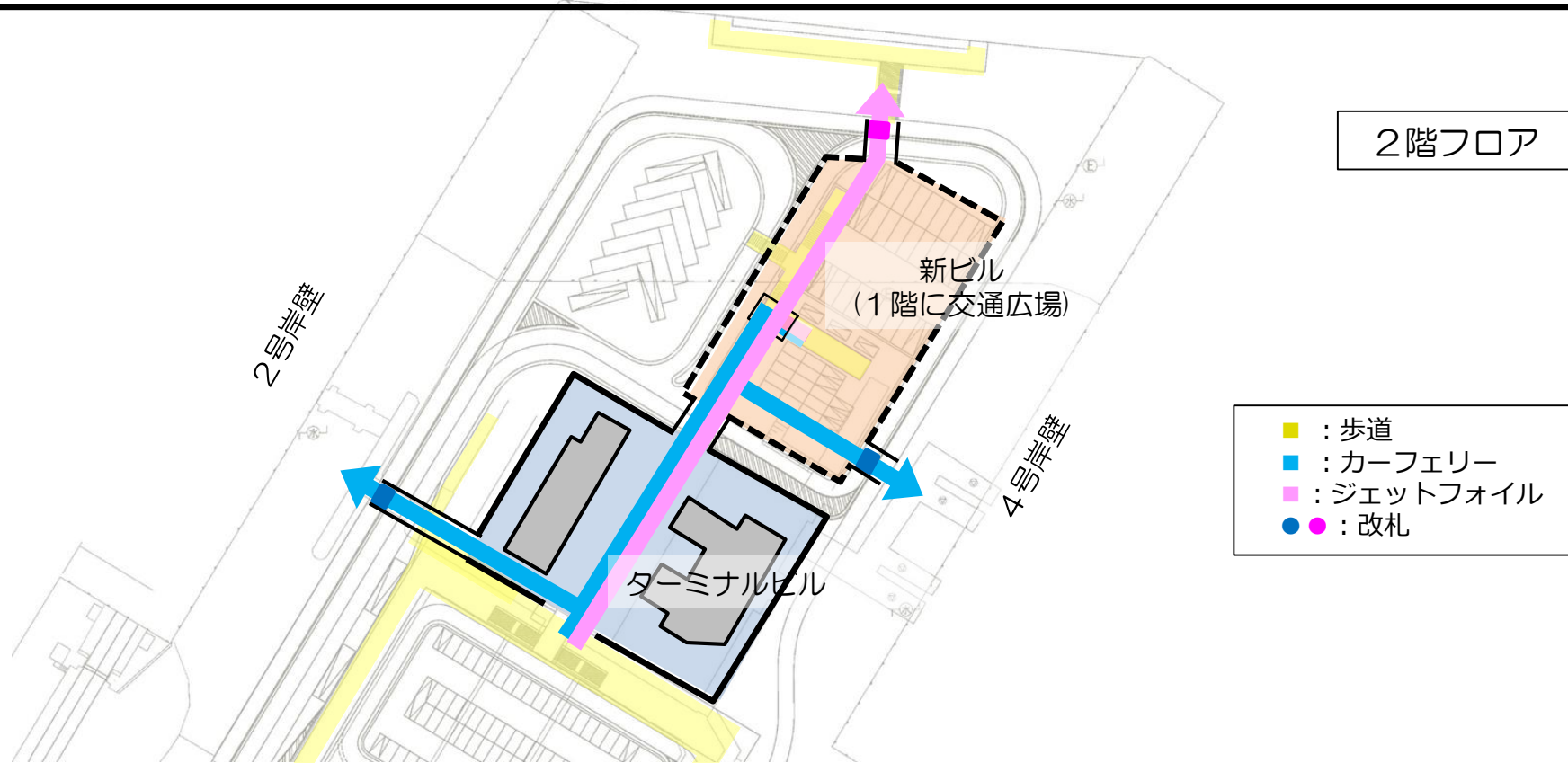


## 対応

- 自動改札を各乗下船口に設置することで、ほぼ全ての旅客\*が新ビルを經由する動線となる。

※カーフェリーが2号岸壁を使用する場合の一般駐車場利用者以外

※ただし、カーフェリーは基本的に4号岸壁を利用するため2号岸壁の利用頻度は少ない



## 4. 検討会R2スケジュール



## R2スケジュール

11月		12月			1月		2月			3月	
第2回検討会		パブリック・コメント募集期間			●●●●●●●●●●		意見を踏まえて修正			第3回検討会	
■		(交通広場レイアウト案)								■ (最終的な交通広場レイアウト案)	

## パブリック・コメントについて … 資料2

### 目的

交通広場レイアウト図(案)については、港湾関係者だけでなく、ターミナルを利用する県民から広く意見を求めることが望ましいことから、パブリック・コメントを実施する。

### 募集期間（予定）

令和2年12月10日(木)～令和3年1月8日(金)（募集期間30日間）

### 公表資料の閲覧・配布

- ・ 新潟県ホームページへの掲載
- ・ 県庁（行政情報センター、港湾整備課）、地域振興局での閲覧、配布
- ・ 佐渡市役所（本庁、支所、行政情報センター）での閲覧、配布
- ・ 佐渡汽船ターミナルでの閲覧、配布

### パブリック・コメントの周知方法

- ・ 新潟県ホームページへの掲載
- ・ 佐渡市 市報への掲載
- ・ 新潟日報「県からのお知らせ」への掲載